

みんなを守る

119

応急手当普及員講習会を

受講してみませんか

？ 応急手当普及員って何？

消防署では、応急手当をみなさんに知っていただくための普及活動を行っています。しかし、救急車が到着するまでに応急手当が行われていたケースは、まだまだ少ないのが実情です。助かるはずの命を救うために、多くの人に応急手当の方法を知っていただくことが大切です。そこで、みなさんが応急手当の普及員として、応急手当の普及啓発活動を行なってみませんか！

？ どうすれば応急手当普及員になれるの？

次の日程の、応急手当普及員講習会を受講していただき、効果測定（実技、筆記）に合格した人が、応急手当普及員として活動できます。

▼日時 1月22日（木）～24日（土） 3日間

▼場所 粕屋南部消防本部（防災シアター）

▼受講資格 粕屋南部消防本部管内（志免、須恵、宇美、粕屋、篠栗、久山）各町の在住者または在勤で団体などに対して普及活動をしていただけの人。

▼講習内容 心肺蘇生法、AEDの取り扱い方法、その他の応急手当などの指導要領

▼受講費用 無料。ただし、テキスト代（3360円）が必要です。

▼定員 30人

▼申込み方法 南部消防署・中部消防署に申込書がありますので必要事項を記載し提出してください。

▼問合せ先
・南部消防署 救急係 ☎935・5111
・中部消防署 救急係 ☎938・3216

住宅用火災警報器の設置はお済みですか？

！

消防法および火災予防条例の一部改正により、全ての住宅に住宅用火災警報器を設置することが義務付けられました。

▼なぜ設置するの？ 火災による死者の8割は住宅火災から発生し、これによって亡くなった人の4割が発見の遅れです。住宅用火災警報器は、火災の発生を早期に知らせ、あなたや家族の命を守ってくれるからです。

▼いつまでに設置するの？
・新築住宅 新築時。
・既存住宅 平成21年5月31日まで。

▼どこに設置するの？ 寝室および寝室がある階段など。（台所は義務ではありませんが、奏功事例の殆んどが台所からの出火によるもの）

▼購入するには？ 防災設備取扱店や電気器具販売店、ホームセンター、家電量販店などで購入できます。

▼取り付け後の管理は？
・点検 最低限1年に1～2度は作動点検をしましょう。
・掃除 本体にほこりやくも

です。ぜひ、台所にも設置しましょう。）

▼どのような種類があるの？ 住宅用火災警報器には煙に反応するタイプや熱に反応するタイプがあります。今回の改正では、煙に反応するタイプの設置を義務付けています。

▼要質な訪問販売に注意!! 消防職員のような服装で、「住宅用火災警報器の設置が義務化され、消防署から来ました。」などと偽って販売するケースが発生しています。消防署が販売することはありません。

▼問合せ先 粕屋南部消防本部予防課 ☎935・6389（直通）

危険物取扱者試験

危険物取扱者は、一定量以上の危険物を貯蔵しまたは取り扱う工場やガソリンスタンド、タンクローリーなどの施設で危険物を取り扱うために必要な資格です。

▼願書等配置 12月10日頃
▼願書受付開始 12月17日（水）
▼願書締切日 1月13日（火）
▼試験の種類 全種類
▼試験日 2月22日（日）

※試験に伴う準備講習会を2月7日（土）に予定しています。
▼問合せ先 粕屋南部消防本部予防課 ☎935・6389（直通）

屋外広告物の掲示は許可が必要です

美しい街づくりを目指して、違反広告物をなくそう！

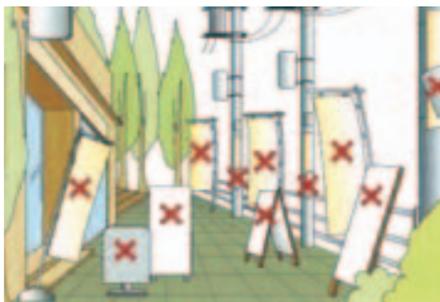
まちの中を見ても、商店や事務所の広告板や広告塔、催事案内などの看板を目にします。

これらの広告物は、私たちにさまざまな情報を与え、町を彩りにぎわいを演出し、私たちの生活にかかせないものとなっています。しかしこの広告物が、無秩序、無制限に氾濫すると美観を損ねたり、時には落下などにより人に危害を及ぼすこともあります。

このため、福岡県では屋外広告物の表示、掲出にあたってルールを定めています。くわしいルールについては、福岡県のホームページをご覧ください。

▼屋外広告物とは
・常時または一定の期間継続して表示されるもの
・屋外で表示されるもの
・公衆に表示されるもの
・看板や立看板、はり紙、広告塔、広告板などで建物などに掲出や表示されたものなどこれらに類するもの

▼福岡県建設都市部 公園街路課
http://www.pref.fukuoka.jp/d11/0607030okugaihoukokuubu.html



本町では、違反広告物に対する除却措置を行っています。この措置は、屋外広告物の規定による簡易除却、略式代執行と呼ばれるものです。

▼簡易除却（法第7条第4項）
はり紙、はり札、立看板（台を含む）、のぼり旗（台を含む）など簡易な広告物または掲出物件で、はり紙（即時除却）以外は、必要な管理をなせず、良好な状態に保持されていない場合または除却が必要と認められる期間を経過した場合に除却の対象となります。

▼略式代執行（法第7条第2項）
相手側を確知できない場合に表示者設置者などに代わって除却するものです。（広告板、広告塔などの掲出物件を除却する場合は一定事項を公告後）

▼問合せ先 企画課 ☎932・1151

12月 わくわくデイサロン 1月

65歳以上 男女とも募集しています 初めての方大歓迎！

17日（水）
陶芸（定員25人まで）
講師 光安 逸子 先生
自己負担金 500円



9日（金）
塗り絵
講師 合屋三千代 先生
自己負担金 200円



19日（金）
お楽しみゲーム
講師 合屋三千代 先生
自己負担金 300円



14日（水）
ケアビクス
講師 林崎万里子 先生
自己負担金 300円



24日（水）
ハンドベルと懐かしい唱歌
講師 高間美奈湖 先生
自己負担金 300円



26日（金）
フラワーアレンジメント
講師 福祉課スタッフ
自己負担金 500円



● 申込資格 65歳以上で町内に住所を有する人
● 開催日時 水・金曜日の朝（10:00～12:00）
● 場 所 ボランティアセンター1階
● 定 員 30人 ※予約が必要です。
● 申込み・問合せ先 福祉課 ☎932-1151（内線126）